

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 6 年 11 月 21 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
太田啓文，加藤尚弘，羽成英臣，蛭田清人
 - (2) 執行機関
長谷川昌人，丹治雅人，立石忠一郎，青木昌弘，鬼澤香枝，小坂部勝久，嘉成将大，鈴木美和，菊池聡美，畑岡正彦，折本秀明，江幡和也，遠藤康通，中野稔，柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 入札制度について（非公開）
 - (2) 令和 6 年度上期の契約状況について（非公開）
 - (3) 令和 6 年度上期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意見・質問	説明・回答
<p>[報告案件]</p> <p>1 入札制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度と比べ、令和6年度の工事において、低入札価格調査案件が増加しているが、その背景に考えられることは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の公共工事の発注件数がこの3年で減少傾向にあり、それに呼応して落札率も低下し価格競争が厳しくなっていると推察します。受注した工事が適正に施工される基準価格を定め、その基準額を下回った額で入札があった場合は調査をしています。
<p>[抽出案件]</p> <p>1 東赤塚都市下水路新設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 応札者数が1JVとなっているが、2JVではないのか。 内訳書の記載不備はよくあるものなのか。 工事費内訳書及び技術資料を一度に完璧なものを提出しないと無効ということか。 代表者名不記載のような単純な間違いは過去にもあるのか。 また、記載漏れを防ぐ手立てを講じているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 2JVの入札があったものの、1JVが内訳書不備で無効となっており、そのため、応札者数が1JVとなっています。 統計を取っているわけではありませんが、年間数件程度あります。 金額ではない軽微な不備は、差替を提案しています。 今回の案件では、差替えても落札に影響はないため、業者側で差替不要と判断されました。 単純な記載漏れは、年間数件あります。 記載漏れを防ぐために、直接記載漏れをした業者に連絡をして、その都度注意喚起をしています。
<p>2 水戸市立寿小学校長寿命化改良工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式に関する評価調書下段の、学識経験者にはどのようなことを確認しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の施工実績の配点部分と配置予定技術者の施工経験に関わる部分が工事の内容に対して妥当かといった視点で確認を依頼しています。 委員には、国や県で総合評価の発注に係る業務をしている委員もおり、助言等をいただいています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・代表者となれる業者は、県内と市内で何者あったのか。 ・以前、同じような長寿命化工事で石川小学校があったが、そのときより予定価格等が約15%程度増加している。これは、人件費や建設費増加によるものか。 ・評価値についてかなり競った状況である。少しでも上回れば良いのか。また、改めて評価する機会などはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内16者、市内9者です。コリンズや市登録の総合数値をもとに算出しており、県内16者の中に市内9者は含まれていません。 ・以前の石川小学校の工事に比べ、寿小学校は工事面積が大きくなっています。また、既存の給食室を特別教室に改修し、新しい給食室を増築することも、金額が増加している要因かと考えられます。 ・少しでも上回れば良いとなっています。また、改めて評価する機会はありません。
<p>3 内原8-0053, 2245号線側溝改良工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札（見積）調書のNo. 1から3の業者の無効の理由は何か。 ・請負業者指名（推薦）決定伺いの10者は現場に近いように見える。この場合、地理的条件⑤に丸印はつけないのか。 ・請負業者指名（推薦）決定伺いで指名をしてから、辞退期間がどのくらいあり、いつ頃何者辞退しているのか。 ・格付等級Bの業者が1社あるが、仮に落札金額で並んだ場合、優先されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、工事箇所が200～300m離れた2路線であり、1路線は国道50号の旧道となっているため、現場の安全性や交通規制の内容から利益を出しにくいと判断し、入札に参加しない「無効」となったと推察します。 ・厳密な運用をしていません。 ・指名通知から開札日前日までの約2週間間に、電子入札システムにより、辞退の札を入れることができ、市は開札日に初めて辞退届を確認できるため、いつ辞退をされたかの記録は残っていません。 ・くじでの決定になります。等級が高い方が有利というわけではありません。

意見・質問	説明・回答
<p>4 水戸市民会館地下駐車場天井部改修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の場合、業者からの参考見積をそのまま利用しているのか。それとも参考見積を精査して決定するのか。 ・ 結果的に予定価格と落札額が一致したのか。 ・ 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程において、見積合わせの回数は3回以内と規定されているが、見積合わせを3回まで実施することはないのか。 ・ 水戸市民会館は、新しい施設だが、建設時点で追加工事は予見できなかったものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市で算出できない改修工事内容のため、参考見積を徴取していますが、参考見積金額を市の一定のルールで査定をして予定価格を算出しています。 ・ 業者でも独自の積算方法やノウハウ等があり、100%での落札になったのだろうと推察します。 ・ 随意契約は競争相手がいないため、どの業者もなるべく100%で落札しようとしています。1回で決まらなければ、3回まで見積合わせを実施している案件もあります。 ・ 実際に使い始めてみて、当初予見していなかった要望が利用者から出てきたため、今回の改修となっています。
<p>5 河和田75号線舗装補修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の元工事は、国補公共下水道河和田第4幹線工事でよいか。また、道路の下に公共下水道を入れる工事だと思うが、なぜ舗装工事の発注が必要なのか。 ・ 下水道工事をするのであれば、基本的には、舗装工事も行わないのか。舗装が立坑部分だけであれば工事が重ならず、随意契約で実施する理由がなくなるのではないのか。 ・ これまでもスケールメリットでの随意契約ではなく、別な工事は別に発注するとお伝えしているところで、上下水道局では合冊にする等改善を図っているのに、スケールメリットを出すのはおかしいのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の舗装補修計画箇所にて、下水道工事が計画されていることが判明し、水道の切り回しを伴う下水道工事に合わせ、舗装工事を追加で依頼したのになります。珍しいケースであると思います。 ・ 下水道の方は推進工事になり、施工周りしか舗装を考えておりません。今回、これらを一本の工事として扱うことで、随意契約理由書にあるように、スケールメリットが働き、安価に工事を実施することができます。 ・ 重々受け止め、今後より適正な発注となるように努めてまいりたいと思います。

意見・質問	説明・回答
<p>6 国補公共下水道渡里処理分区枝線（4-1工区）工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道局の合冊が増えており喜ばしいが、水道と下水道では追随する工事は多いのか。 ・2者の失格の理由は何か。 ・予定価格は事前公表しているので、その価格から調査基準価格を算出しようと思えば業者側も算出できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事に伴う移設工事が多いため、合冊で対応できる状況にあります。 ・両者の入札金額が調査基準価格を下回っていましたが、いずれの業者も低入札価格調査を辞退したため、失格としています。 調査基準価格は入札公告時には公表しておりません。 ・各費用に定められた割合を算出し、足し上げとなるものなので、調査基準価格に抵触しないよう業者側で対応しているものと思います。
<p>7 国補公共下水道水戸市浄化センターNo. 1 雨水ポンプ機械設備改築工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回も指摘しているが、公告から参加締切が1週間しかない。この期間設定の理由は何か。 ・落札金額、落札率が高い案件であるが、参加者数が少ない背景として何かあるのか。 ・参加者数が少ないと落札金額が高止まりしてしまう面があると思うが、参加者数を増やす取組みをしているか。 ・例えば、プラント系の東京の業者等に前もって調整しないのか。 ・参加業者数はどのくらいという予測はしているのか。 ・当初施工した業者が受注しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の一般競争入札はこの日程で行っております。総合評価方式になると、3週間に期間が長くなります。 ・プラント系の電気や機械等の工事であり、機器費の割合が高くなるため、参加業者は少なくなります。 ・今回の案件については、参加要件の所在地区分を国内と最大にしており、工種の特性もあるかと思えます。 ・前もっての調整は公平性を欠くため行っておりません。 ・プラント系の参加条件である総合数値1,000点以上の業者の抽出や、コリンズの検索で機械設備工事の実績のある業者といった条件付けをして検索をしています。 ・当初施工した業者事業が細分化され、参加資格がないため、新たな業者が受注しています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・参加締切日までに入札者がいない場合はどうするのか。 ・参加締切日まで1週間しかないのは何か規程はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中止となります。時期、内容を修正して再度発注時期を決定します。 ・通常の運用として1週間としています。
<p>8 流域関連下水道駅南第2処理分区私道枝線（1-1工区）工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市の金額による指名業者数はどこに規定されているか。 ・指名選定に係る運用基準の項目3の同一業者の指名回避の中で、「限られた地区」、「短期間」とはどの程度か。 ・契約日が近く、同じ業者が落札している案件が見受けられるが、まんべんなく業者に参加してもらうことは難しいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第31条に規定されています。 ・近接かつ工期が重複するようなものを想定しています。厳密にどの程度ということは、運用上特に規定していません。 ・入札審査会において、適正に広く入札業者が分散されているか諮っています。
<p>9 配水管布設工事（第2工区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札では、現場から近いところにあると指名がかかるような条件があるようだが、随意契約では実績のある業者や工事場所に近接している業者等にメリットがあって実施するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件については、同工事範囲内で重複して実施することから、工程調整、安全面を考慮して随意契約としています。